

大森ふるさとの浜辺公園水域におけるマリンスポーツに関するルール

1 目的

このルールは、大田区立公園条例及び大田区立大森ふるさとの浜辺公園条例に基づき、大田区（以下「管理者」という。）が管理する大森ふるさとの浜辺公園の水域（以下「公園水域」という。）を試行的にマリンスポーツ等の利用に供するため必要な事項を定めることを目的とする。

2 利用対象

公園水域を利用するマリンスポーツ（以下「水域利用」という。）の対象は、全長がおおむね6m以下で、原動力を使用しない用具を使用する水上のマリンスポーツとする。

- ・ ウインドサーフィン、ゴムボート、手漕ぎボート、ヨットは利用不可
- ・ 遊泳や潜水は禁止

3 範囲

水域利用は、別図（大森ふるさとの浜辺公園水域利用図）に示したマリンスポーツ可能エリアの範囲内で行うことができる。

- ・ 水域利用は、ブイの外側で行うこと。
- ・ 岩場の近くでは、水域利用を行わないこと。
- ・ 干潟には上陸しないこと。

4 利用時間

水域利用の利用時間は、3月から10月までは午前9時から午後5時までとし、11月から2月までは午前9時から午後4時までとする。ただし、大森ふるさとの浜辺公園の休園日（12月29日から31日まで）を除く。

5 利用方法

- ・ 大森ふるさとの浜辺公園事務所にて水域利用の登録を行い、マリンスポーツ登録カードを発行する。
- ・ 公園水域利用時には、利用前に大森ふるさとの浜辺公園事務所窓口にてマリンスポーツ登録カードを提示し、マリンスポーツ受付表に事項を記入する。
- ・ 利用終了後、大森ふるさとの浜辺公園事務所窓口にて終了の旨の連絡を行う。

6 免責事項への同意

- ・ 登録に当たっては、7の免責事項に同意し、免責同意書へ利用者本人が署名を行うこと。
- ・ 18歳未満の利用者は利用者本人の署名に加え、親権者も署名すること。

7 免責事項

- ・ 事故、天災、盗難などで利用者が被った損害について、管理者は責任を負わないものとする。
- ・ 利用者の故意又は過失により公園の施設又は他の利用者に損害を与えた際は、利用者が直接責任を負うものとする。
- ・ 管理者は公園水域を常時監視する義務を負わないものとする。

8 安全対策

- ・ 水域利用を行う際は、必ずライフジャケット着用等の安全対策をすること。
- ・ 他の利用者との間隔を十分にもち、譲り合って利用すること。
- ・ 初心者は十分に注意して、水域利用を行うこと。
- ・ 中学生以下の子供が利用する場合は、18歳以上の大人が同伴すること。
- ・ 水域利用用具の公園水域への搬入出は、指定された出艇場所から行うこと。
- ・ 波打ち際には、速度を落とし、周囲を確認しながら接近すること。
- ・ ブイ周辺には潜堤があり、水深が浅いので注意すること。
- ・ 悪天候時は水域利用を行わないこと。

9 禁止行為

- ・ 公園水域で遊泳をすること。
- ・ 公園水域で釣りをすること。
- ・ 許可なく物品を販売し、又は頒布すること。
- ・ 危険の恐れのある行為又は他人の迷惑となるような行為。
- ・ その他管理上支障があると認められる行為。

10 水域利用登録の無効

管理者は、次の場合には、水域利用登録を無効とすることができる。

- ・ 利用者が、このルールに違反した場合
- ・ 利用者が、管理者又は公園維持管理業者の指示に従わない場合

11 その他

- ・ イベント開催や公園工事などを行う場合には、水域利用を中止することがある。
- ・ 同時に水域利用者が多数ある場合など、水域利用ができないことがある。
- ・ 災害等が発生した場合には、水域利用を中止することがある。